

日和田中学校いじめ防止基本方針・対応マニュアル

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じているもの」(文部科学省)

※ 本人がいじめられたと感じていれば、たとえ軽微なものでも・短期的なものであっても、「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応する。

(2) いじめに関する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の健全な成長に重大な影響を及ぼし、場合によっては生命に危険を生じさせる恐れのある、人として決して許されない行為である。したがって、学校全体でいじめを許さない生徒の育成、いじめを生まない土壌づくりに取り組み、いじめが疑われた場合は「学校は生徒を育てる場であり、失敗するなかで生徒は学び、育つ」という考えのもと、チーム力を生かし役割分担を明らかにし、適切かつ迅速に対処し、問題解決力とたくましい心の育成を図り、再発防止に努める。

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、
学年生徒指導担当、保健主事、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー

(3) 役割

○いじめ防止基本方針の策定	○いじめの未然防止
○いじめの対応	○教職員の資質向上のための校内研修
○年間計画の企画と実施	○年間計画進捗のチェック
○取り組み状況の把握と検証 (P D C A)	
○いじめ基本方針の見直し	

3 年間計画

月	生徒	学校全体
4	相談窓口の周知徹底 生徒状況の把握	第1回いじめ対策委員会 (年間計画の確認、 問題行動調査結果の共有)
5	第1回生活アンケートの実施	第1回生徒指導全体会 (気になる生徒の情報 共有)
6	二者面談 (5月～6月)	第2回いじめ対策委員会 (アンケートの分析 ・対応)
7	「いじめ早期発見のためのチェック リスト」による点検	
8		第2回生徒指導全体会 (夏休み後の生徒の状 況把握と情報交換)
9	第2回生活アンケートの実施	
10	二者面談 (9月～10月)	
11	三者面談 (家庭での様子把握)	学校評価アンケートの実施
12	教育講演会 (情報モラルについて)	
1	第3回生活アンケートの実施	第3回いじめ対策委員会 (アンケートの分析 ・対応)
2・3	二者面談 (1月～2月)	第4回いじめ対策委員会 (1年間の取組みの 検証と次年度年間計画の策定)

4 いじめの未然防止のために ～いじめを生まない土壌づくり～

- ① 学級経営の充実
 - ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により生徒一人一人のよさが発揮され、障がい国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合い、支え合い、学び合う学級を作る。
 - ・年度始めに学級のルールや規範を定め、生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
 - ・「生活アンケート」や「いじめ発見のためのチェックリスト」等、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
 - ・学級担任として、自らの学級経営の在り方や人間関係の実態を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。
- ② 道徳教育の充実
 - ・生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命の精神や人権感覚を育むとともに、人権教育の高揚を図る。
 - ・いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
 - ・人としての「気高さ」や「心づかい」「優しさ」等にふれ、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながるよう、心根が揺さぶられる教材や資料を工夫する。
- ③ 学級活動の充実
 - ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ・学級内のコミュニケーションを活性化するために、構成的グループ・エンカウンターやピア・サポート等を活用し、社会性を育てる。
 - ・年度当初にアサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を活用し人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。
- ④ 情報モラル教育の充実
 - ・パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行ったり受けたりするケースが増えている。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性を持たせながら情報モラル教育に取り組む。
- ⑤ 生活サポート体制の充実
 - ・学年主任を中心に学年体制で生徒の心と生活を守り、学年生徒指導担当やスクールカウンセラーとの連携を図る。
 - ・生徒指導委員会を週時程に位置づけ、いじめについての情報の共有化を図る。
- ⑥ 学校行事・生徒会活動の工夫
 - ・生徒が主体的に取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。
 - ・生徒が自分たちの問題としてとらえ、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動を支援する。
- ⑦ 発達障害のある生徒への配慮
 - ・アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある生徒に対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーや専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的な関わり方の共通認識をもとに、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

5 いじめの早期発見のために ～アンテナは高く目線は低く～

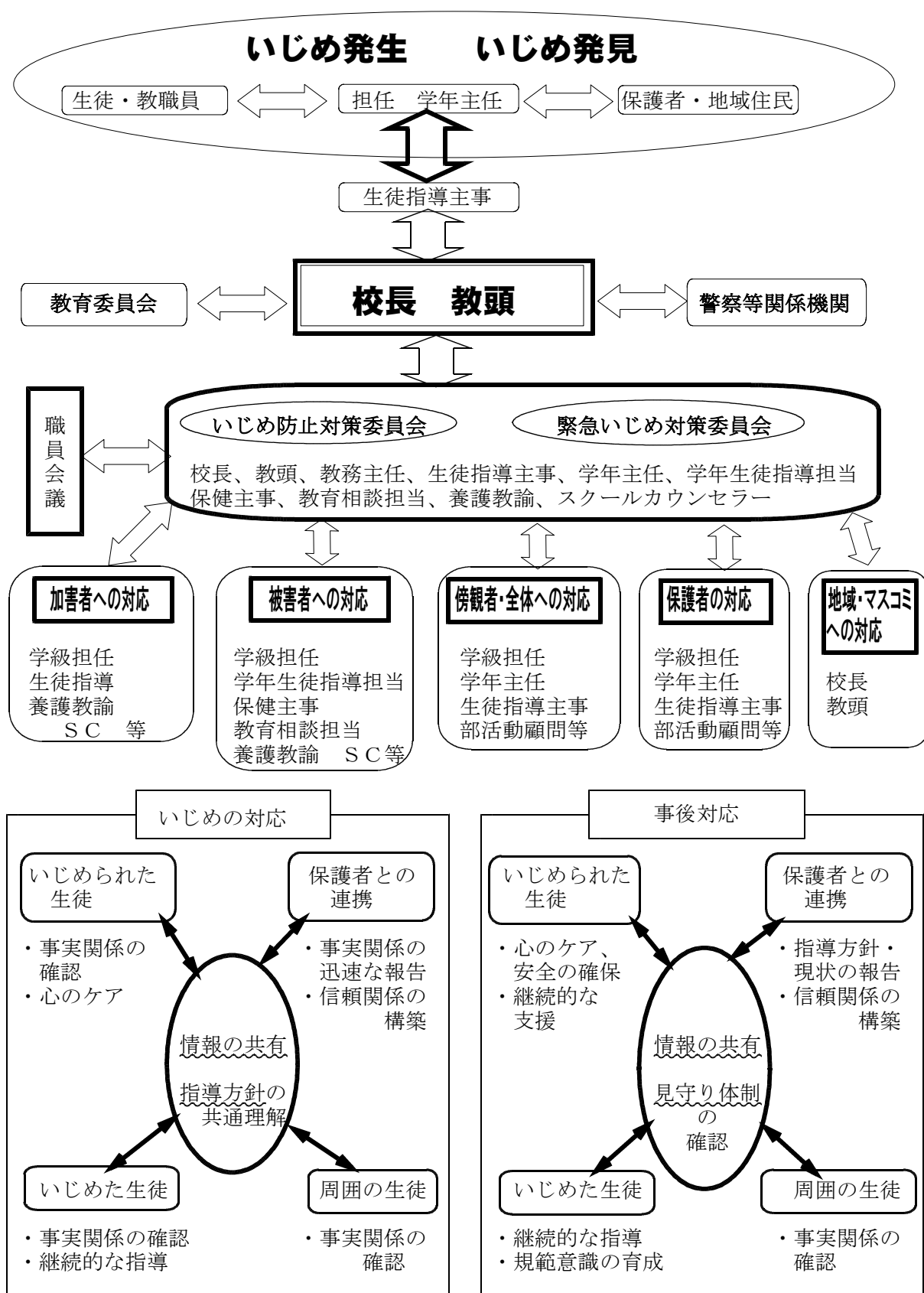
- ① 日々の観察
 - ・休み時間や昼休み等、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（別紙）を活用する。
 - ・教室には、ＳＣの電話番号や県の「ダイヤルＳＯＳ」の電話番号を掲示し、日常的に相談の窓口があることを知らせる。
- ② 観察の視点
 - ・担任・部活動顧問を中心に教職員は、学級内・部活動内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
 - ・気になる言動が見られた場合、グループ内に対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- ③ 生活ノートを活用
 - ・「生活ノート」を活用し、担任と生徒・保護者が日頃から密に連絡をとることで、信頼関係を築く。
 - ・気になる内容に関しては、チームで情報を共有するとともに教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ④ 教育相談の充実
 - ・日常生活の中で教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・教育相談週間を設けて、全校生を対象とした教育相談を実施する。
- ⑤ 学校生活アンケートの実施
 - ・計画にしたがい学期１回実施する。また、実態に応じて随時実施する。
 - ・いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については実情に応じて配慮する。

6 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を郡山市教育委員会に速やかに報告するとともに、臨時で「緊急いじめ対策委員会」を開く。また、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い支援を要請する。
- ② 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難など、学校生活に著しい困難を支障をきたす場合は、被害生徒の今後について市教育委員会と協議する。
- ③ 加害生徒について、改善が望めず、被害生徒の学校生活に著しい支障をきたす場合は、加害生徒の今後について市教育委員会と協議する。

7 早期対応の基本的な流れ ～学校は生徒を育てる場であり、失敗する中で生徒は学び、育つ～



※ 今後の指導方針や学校が現在取り組んでいることについて情報がもらえない（連絡がない）という声が保護者から寄せられることが多い。事後指導や現在の学校生活の様子を保護者へ伝えることが大事である。

【重大事態発生時の調査対応図】

